②　順位の異なる更生担保権が存在する場合

順位の異なる更生担保権が存在する場合は、その順位に従って、前記アおよびイに従って算出した金額を各更生担保権者の当該匿名組合出資等にかかる担保権の極度額等まで順次充当し、その金額をもって各更生担保権者の担保弁済額とする。

③　更生担保権額が確定しないときの処置

複数の更生担保権が存在する場合で、当該匿名組合出資等にかかる更生担保権が確定しないときは、換価および担保弁済額を算出するためには、関係更生担保権者全員の合意を要するものとする。

⑶　権利の変更および弁済

ア　担保弁済額が別表６－１（省略）記載の当該匿名組合出資等にかかる「新しい債権額」欄記載の額以下の場合（不足額の処理）

㋐　担保弁済額の弁済

担保弁済額が別表６－１（省略）記載の当該匿名組合出資等にかかる「新しい債権額」欄記載の額以下の場合は、当該匿名組合出資等の換価代金の全額を受領した日（以下「担保弁済額確定日」という。）から３か月以内に担保弁済額を弁済する。

㋑　不足額の弁済

別表６－１（省略）記載の当該匿名組合出資等にかかる「新しい債権額」欄記載の額から担保弁済額を控除した後の残額については、一般更生債権とみなし、第３節第１第２項⑵②の規定を適用して算出した金額を、担保弁済額確定日から３か月以内に弁済する。

イ　担保弁済額が別表６－１（省略）記載の当該匿名組合出資等にかかる「新しい債権額」欄記載の額を超過する場合（超過額の処理）

㋐　担保弁済額の弁済

担保弁済額が別表６－１（省略）記載の当該匿名組合出資等にかかる「新しい債権額」欄記載の額を超過する場合は、担保弁済額確定日から３か月以内に別表６－１記載（省略）の当該匿名組合出資等にかかる「新しい債権額」欄記載の額を更生担保権として弁済する。

㋑　超過額の処理

当該超過額については、第１回弁済において既に一般更生債権としてその一部につき弁済がなされていることから、弁済の重複を回避するため、担保弁済額確定日から３か月以内に、当該重複額（当該超過額×弁済率）を控除した残額（当該超過額×免除率）を弁済するものとし、その限度で第３節第１第２項⑴および⑵の定めによる免除は、弁済時に効力を失う。

また、一般更生債権への弁済は次の順序で行う。

①　元本

②　開始決定日の前日までの利息・損害金

③　開始決定日以後の利息・損害金

⑷　担保権の放棄

ア　担保権の放棄

更生担保権者は、管財人に対する書面による意思表示により、いつでも担保権を放棄することができる。この場合、更生担保権者は、当該担保権の解除に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。なお、解除手続に要する費用はＰＨＩの負担とする。

イ　放棄後の権利の変更および弁済

前記アにより放棄された担保権にかかる別表６－１「存続する担保権一覧表（分類①）（匿名組合出資、優先出資、有価証券および債権）」（省略）の「新しい債権額」相当の更生担保権の権利の変更および弁済については、前記⑶アの規定を適用する。ただし、その適用にあたっては、担保弁済額を０円とみなし、「担保弁済額確定日」は「担保権の放棄の日」と読み替える。

⑸　換価することができない匿名組合出資等がある場合の措置

更生計画認可決定確定後３年を経過しても換価することができない匿名組合出資等があるときは、以下に従って当該匿名組合出資等を処理するものとする。

ア　管財人による換価

管財人は、証券化スキーム上のレンダーおよび出資者等の関係者と協議の上、前記⑴にかかわらず適宜の方法によりこれを換価することができる。

イ　競売申立て

㋐　管財人による換価の終了する１か月前までに関係更生担保権者全員の合意が成立したときは、関係更生担保権者は、当該匿名組合出資等につき競売手続開始申立てを行うことができる。当該匿名組合出資等にかかる更生担保権の権利の変更および弁済については、前記⑶を適用する。ただし、その適用にあたっては、競売手続による配当金を担保弁済額とみなし、「担保弁済額確定日」は「配当金受領日」と読み替える。この場合、必要費用および更生協力金の控除は行わない。

㋑　別表６－２「存続する担保権一覧表（分類②）（匿名組合出資および有価証券）」（省略）記載の担保権については、その担保権の順位に従って、配当を受けることができ、配当を受ける場合の権利の変更および弁済については、前記㋐と同様とする。

ウ　代物弁済

管財人による換価の終了する１か月前までに関係更生担保権者全員の合意が成立したときは、関係更生担保権者は、当該匿名組合出資等にかかる更生担保権の弁済に代えて、当該匿名組合出資等を譲り受けることができる。この場合、代物弁済の効力発生日は、関係更生担保権者全員の合意が成立したことを証する書面が管財人のもとに到達した日とし、担保弁済額は確定更生担保権額とみなす。また、必要費用および更生協力金の控除は行わない。

⑹　別表６－２「存続する担保権一覧表（分類②）（匿名組合出資および有価証券）」（省略）記載の担保権に関する特則

別表６－２「存続する担保権一覧表（分類②）（匿名組合出資および有価証券）」（省略）記載の担保権については、前記⑵および⑶に従って、先順位の更生担保権者に弁済を行った後になお担保弁済額に余剰が生じた場合に限り、同表記載の債権者について、当該担保権にかかる極度額等を上限として、当該余剰から弁済を行う。その際、権利の変更および弁済については、前記⑶イを適用し、その適用にあたっては、「別表６－１」（省略）は「別表６－２」（省略）と読み替える。

第２　預金返還請求権を目的とする担保権にかかる更生担保権

１　確定更生担保権

合計１件　5,000,000円

２　権利の変更および弁済

別表３－２「更生担保権弁済計画表（預金返還請求権）」（省略）記載の各更生担保権について、同表「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定日から３か月以内に一括弁済する。